

## 第 2 章 生活衛生



## 第1節 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害を防止するため、食品衛生法第24条第1項の規定に基づく「石川県食品衛生監視指導計画」により食品関係営業施設等に対する監視指導を実施している。

近年全国的に、生食肉や加熱不十分の食肉を飲食したことが原因のカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒やノロウイルスによる食中毒が多く発生していることから、これらの食中毒の未然防止のため、食肉取扱施設、旅館等飲食店などの関連施設を対象に、監視指導を強化している。

また、広域流通する食品の製造・加工施設については、HACCPの概念にもとづく監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、大規模食中毒の未然防止や違反食品等の流通の防止を図っている。

### 1 食品関係営業施設と監視指導

表1-1 食品関係営業施設数(旧食品衛生法第52条第1項の規定に基づく許可を要する施設)

(令和5年度末)

業種別	年度当初 施設数	許可施設数		廃業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継続	新規			
飲食店営業	1,443	—	—	104	1,118	363
菓子製造業	354	—	—	26	291	112
乳製品製造業	4	—	—	1	2	2
魚介類販売業	77	—	—	4	67	36
魚介類競り売り営業	1	—	—	1	—	—
魚肉練り製品製造業	2	—	—	—	2	3
食品の冷凍または冷蔵業	20	—	—	1	12	14
かん詰またはびん詰食品製造業	9	—	—	2	7	—
喫茶店営業	26	—	—	2	19	7
あん類製造業	1	—	—	—	1	1
アイスクリーム類製造業	54	—	—	9	38	30
食肉処理業	9	—	—	—	6	8
食肉販売業	80	—	—	8	67	44
食肉製品製造業	6	—	—	—	5	6
乳酸菌飲料製造業	1	—	—	—	1	—
食用油脂製造業	3	—	—	—	1	2
マーガリン又はショートニング製造業	1	—	—	1	1	1
みそ製造業	24	—	—	1	18	8
しょうゆ製造業	5	—	—	—	4	—
ソース類製造業	5	—	—	—	3	2
酒類製造業	9	—	—	—	7	1
豆腐製造業	12	—	—	—	9	13
納豆製造業	2	—	—	—	2	—
麺類製造業	11	—	—	1	8	5
そうざい製造業	96	—	—	4	80	50
清涼飲料水製造業	3	—	—	—	3	—
氷雪製造業	1	—	—	1	—	—
合計	2,259	—	—	166	1,772	708

※廃業施設数については、旧食品衛生法第52条第1項の規定に基づく許可を取得していた施設が、許可期間満了により、改正食品衛生法第55条第1項の規定に基づく許可を取得した場合は計上していない。

表 1 - 2 食品関係営業施設数(改正食品衛生法第 55 条第 1 項の規定に基づく許可を要する施設)  
(令和 5 年度末)

業 種 別	年度当初 施設数	許可施設数		廃 業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継 続	新 規			
飲食店営業	758	—	441	15	1,184	515
調理の機能を有する自動販売機	1	—	3	—	4	1
食肉販売業	44	—	11	—	55	28
魚介類販売業	40	—	15	1	54	29
魚介類競り売り営業	—	—	—	—	—	—
食肉処理業	5	—	5	—	10	11
菓子製造業	145	—	76	6	215	114
アイスクリーム類製造業	6	—	5	1	10	10
乳製品製造業	3	—	1	—	4	3
清涼飲料水製造業	1	—	1	—	2	1
食肉製品製造業	5	—	1	—	6	11
水産製品製造業	6	—	3	—	9	3
氷雪製造業	—	—	—	—	—	—
食用油脂製造業	1	—	1	—	2	1
みそ又はしょうゆ製造業	8	—	5	—	13	9
酒類製造業	2	—	2	—	4	2
豆腐製造業	1	—	3	—	4	2
納豆製造業	—	—	—	—	—	—
麺類製造業	6	—	2	—	8	4
そうざい製造業	61	—	36	1	96	53
複合型そうざい製造業	3	—	1	—	4	7
冷凍食品製造業	3	—	4	—	7	7
複合型冷凍食品製造業	1	—	1	—	2	5
漬物製造業	23	—	12	—	35	20
密封包装食品製造業	10	—	3	—	13	2
食品の小分け業	2	—	1	—	3	2
添加物製造業	1	—	—	—	1	—
合 計	1,136	—	633	24	1,745	840

表 1 - 3 食品関係営業施設数(改正食品衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づく届出施設)

(令和 5 年度末)

業 態 別		年度末 施設数	監視件数
旧許可業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	147	22
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	187	35
	乳類販売業	345	82
	冰雪販売業	32	15
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	582	16
販売業	弁当販売業	39	15
	野菜果物販売業	73	28
	米穀類販売業	49	18
	通信販売・訪問販売による販売業	7	2
	コンビニエンスストア	130	19
	百貨店、総合スーパー	88	34
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	136	—
	その他の食料・飲料販売業	203	41
製造・加工業	添加物製造・加工業	2	—
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	15	—
	農産保存食料品製造・加工業	31	6
	調味料製造・加工業	13	4
	糖類製造・加工業	1	—
	精穀・製粉業	7	—
	製茶業	3	—
	海藻製造・加工業	1	1
	卵選別包装業	—	—
	その他の食料品製造・加工業	48	5
上記以外のもの	行商	6	—
	集団給食施設	147	63
	器具、容器包装製造・加工業	9	—
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	—
	その他	20	2
合 計		2, 324	409

## 2 食中毒発生状況

(令和5年度)

No.	発生年月日	原因施設	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	行政処分
	R5.8.11	津幡町	1,298	892	施設で提供した湧水を使用した飲食物	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	飲食店	3日間営業停止

## 3 食品等収去試験

(令和5年度)(件)

区分 食品等の種別	試験した 収去検体数	検査項目						不良 件数
		成分規格	指導基準	添加物 使用基準	残留農薬	重金属	その他	
計	256	77	43	66	13	-	57	4
器具・容器包装	1	1	-	-	-	-	-	-
おもちゃ	2	2	-	-	-	-	-	-
魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	22	-	-	-	-	-	22	-
魚介類加工品	5	-	-	-	-	-	5	-
肉・卵類及びその加工品	15	-	-	4	2	-	9	-
牛乳	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	26	26	-	-	-	-	-	1
穀類及びその加工品	12	6	5	1	-	-	-	-
野菜類・果物及び加工品	55	-	15	18	11	-	11	1
菓子類	25	-	18	1	-	-	6	2
清涼飲料水	33	23	-	10	-	-	-	-
酒精飲料	1	-	-	1	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	59	19	5	31	-	-	4	-

## 4 食品衛生苦情相談

(件)

年度	総数	苦情内容						
		腐敗変敗	かび発生	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	表示不良	有症苦情	その他
平成30	30	0	1	3	5	2	10	9
令和元	34	2	0	5	7	0	6	14
令和2	22	0	0	1	8	1	7	5
令和3	44	0	1	3	5	5	20	10
令和4	41	0	0	1	7	6	14	13
令和5	43	0	1	3	4	2	28	5

## 5 食品衛生の消費者普及啓発

ア 食品衛生等に関する講習会等への講師の派遣

回数：21回

対象者・人数：食品衛生責任者、事業所従業員、食生活改善推進員等延べ2,802人

イ 地域FM放送による食中毒予防等について広報及び啓発

ウ 食中毒予防パンフレット等の食品衛生啓発資材の配布

## 第2節 環境衛生

### 1 営業衛生

生活衛生営業施設には旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所等がある。これらの施設は住民の日常生活に深く関わっていることから、衛生上の安全、安心確保の観点から関係法令に基づき、営業の確認・許可を行うとともに、環境衛生監視員が監視指導を行い施設の衛生水準の維持向上に努めている。

表1 営業衛生関係施設数

(令和5年度末)

地 区	旅館業		住宅宿 泊事業	公衆浴場		興行場		理容所	美容所	クリーニング所		特 定 建 築 物
	旅館・ホテル	簡易宿所		普 通	そ の 他	常 設	仮 設			一 般	取 次	
管 内	101	51	10	9	60	5	0	252	650	45	125*	90
石川中央	79	45	7	6	41	3	0	152	424	34	78	73
河北地域センター	22	6	3	3	19	2	0	100	226	11	42	17
白山市	73	43	6	5	25	3	0	96	218	23	45	37
野々市市	6	2	1	1	16	0	0	56	206	11	33	36
かほく市	9	2	2	2	6	1	0	43	88	5	17	8
津幡町	9	3	0	1	9	1	0	29	67	2	13	6
内灘町	4	1	1	0	4	0	0	28	71	4	12	3
新規施設数	3	4	3	0	2	0	0	2	30	2	0	2
廃止数	0	0	1	0	3	0	0	0	11	0	1	0
監視件数	6	4	0	5	9	0	0	2	37	1	0	10

\*無店舗取次5店舗含む

表2 温泉の利用許可状況

(令和5年度末)

地 区	年度末許可件数		新規許可件数		廃止件数 (施設数)	監視指導 件 数	源 泉 数	源 泉 新規数
	許可数	施設数	許可数	施設数				
管 内	97	73	1	1	2	14	53	0
石川中央	86	63	1	1	2	12	41	0
河北地域センター	11	10	0	0	0	2	12	0
白山市	74	57	1	1	2	1	38	0
野々市市	12	6	0	0	0	11	3	0
かほく市	1	1	0	0	0	0	1	0
津幡町	6	5	0	0	0	1	8	0
内灘町	4	4	0	0	0	1	3	0

## 2 狂犬病予防

狂犬病予防法、犬の危害防止条例に基づき、管内市町、石川県獣医師会の協力を得て、狂犬病予防、正しい犬の飼い方、犬による危害の防止に努めている。

表3 犬の登録、予防注射及び犬の捕獲引き取り処分状況 (令和5年度末)

地区	新規登録申請数	年度末登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	不用犬引取頭数	苦情件数
管内	1,129	12,894	9,230	17	14	5	25
石川中央	779	7,982	5,635	8	6	5	21
河北地域センター	350	4,912	3,595	9	8	0	4
白山市	497	5,757	4,023	3	1	5	12
野々市市	282	2,225	1,612	5	5	0	9
かほく市	143	1,411	1,239	7	7	0	3
津幡町	102	1,941	1,350	1	1	0	0
内灘町	105	1,560	1,006	1	0	0	1

※苦情内容は、放し飼い、フンの始末、鳴き声等であり、関係市町等との連携を図り、適正飼養の推進を行っている。

## 3 公害防止

ばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設等の届出の受理及び立入検査を実施し、公害発生の未然防止を図っている。

表4 公害関係特定施設 (令和5年度末)

地区	ばい煙発生施設	粉じん発生施設	水質特定事業場	地下水採取届出施設	ダイオキシン類特定事業場
管内	389	205	788	712	17
石川中央	283	183	609	598	11
河北地域センター	106	22	179	114	6
白山市	248	182	510	483	10
野々市市	35	1	99	115	1
かほく市	40	14	95	79	3
津幡町	39	3	59	26	3
内灘町	27	5	25	9	0

表5 公害苦情 (令和5年度末)

No	受付日	市町	分類	原因者等	苦情の内容
1	R5.8.2	かほく市	大気汚染	廃棄物処理業	焼却炉を解体しているが、ダイオキシンや粉じんの飛散が心配である。
2	R5.8.3	白山市	水質汚濁 大気汚染	農業	建物から農薬を含む白い水が用水に流れている。穀物由来の粉じんも飛散している。
3	R5.8.29	白山市	大気汚染	建設業	解体現場の粉じんが飛散している。

## 4 水道・飲料水

表6 飲料水検査件数 (令和5年度末)

区分	検査件数	不適件数	不適率(%)
26項目試験	0	-	-
一部項目試験	7	0	0.0
その他(単項目の依頼)	0	-	-
計	7	0	0.0

※検査は保健環境センターで実施。保健所は検体の受付のみ実施。

表7 水道施設設置状況

(令和5年度末)

	白山市	野々市市	かほく市	津幡町	内灘町	備考
水道用水施設	1 (国認可)	-	-	-	-	水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業
上水道	1 (国認可)	1 (国認可)	1	1	1	水道事業のうち、計画給水人口が5,000人を超える水道によるもの(計画給水人口が50,000人を超えるものは国認可となる。)
簡易水道	58	-	-	3	-	水道事業のうち、計画給水人口が100人を超え5,000人以下である水道によるもの
専用水道	15	6	-	-	1	寄宿舍、社宅、療養所等特定の人に居住に必要な水(自己水源)を供給する自家用水道で、居住人口101人以上のもの、あるいは居住人口100人以下で1日最大供給量が20m <sup>3</sup> を超えるもの等
簡易専用水道	50	54	9	27	17	市町の水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽等の有効容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの
計	125	61	10	31	19	

表8 水道普及率

	石川県	管内計	白山市	野々市市	かほく市	津幡町	内灘町
令和4年度	98.9	97.5	94.8	99.9	99.2	99.2	98.6
令和3年度	98.9	97.6	95.2	99.9	99.2	99.2	98.5
令和2年度	98.6	97.0	93.9	99.9	99.2	98.9	98.5

出典：石川県生活環境部 水道業務統計

表9 下水道等普及率

	石川県	管内計	白山市	野々市市	かほく市	津幡町	内灘町
令和4年度	95.2	99.6	99.8	99.6	99.9	98.8	99.9
令和3年度	95.0	99.6	99.7	99.7	99.9	98.8	99.9
令和2年度	94.7	99.1	99.7	97.8	99.9	97.8	99.9

出典：石川県土木部 汚水処理施設整備状況(普及率)